


令和6年度（2024年度）横浜市原子爆弾被爆者援護費支給制度のご案内

横浜市では、原子爆弾被爆者の方に対して、次のような援護事業を実施しています。

(令和6年4月1日更新)

1 対象者	横浜市に住民登録がある被爆者健康手帳の交付を受けた方で、基準日（11月1日）までに申請手続きを済ませた方	
2 支給額	年額10,000円	
3 支給時期	毎年12月下旬	
4 支給方法	基準日（11月1日）までに申請した方について、受給資格等現況を確認し、ご本人様指定の銀行口座に振り込みます。 ※11月1日に市外転出及び死亡された方は支給されません。	
5 申請方法	<p>お住まいの区の福祉保健センター福祉保健課健康づくり係、または健康福祉局健康推進課で「申請書」を受け付けます。（郵送も可）</p> <p>申請する際は、次の書類が必要です。</p> <p>①「被爆者援護費支給申請書」：（本人記入） 令和3年4月1日から様式が変更となっていますので、ご注意ください。</p> <p>② 被爆者健康手帳1ページ目の写し</p> <p>③ 住民票の写し （本人のみ記載、続柄・本籍・マイナンバーの記載は不要です）</p> <p>【マイナンバーカードをお持ちの方へ】 コンビニのマルチコピー機で、待たずに、 窓口より50円安く発行できます。 是非ご利用ください。</p> 	
6 支給決定	当該制度の受給資格の有無を審査したうえ、支給を決定した場合には、横浜市からご本人様あてに「被爆者援護費支給決定通知書」を郵送します。 この書類には、承認番号等が記載されていますので、大切に保管してください。	
7 変更届	援護費支給を受けている方が、受給資格を喪失した場合、もしくは住所、振込先金融機関等の変更があった場合には、お住まいの区の福祉保健センター福祉保健課健康づくり係、または健康福祉局健康推進課まで「被爆者援護費受給資格喪失・氏名・住所等変更届」を必ずご提出ください。（郵送可）	
8 問合せ先	（ ）区福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係	TEL： — FAX： —
	健康福祉局健康推進課	TEL：671-2451 FAX：663-4469
9 郵送先	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 健康推進課 被爆者援護費担当	